

協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）

〔平成27年5月14日付け27生産第519号農林水産省生産局長通知
一部改正 平成29年5月25日 29生産第488号〕

第1 基本的な考え方

現在の我が国農業・農村は、農業就業者の減少や高齢化、農業所得の減少、荒廃農地の増加、集落機能の低下、地球温暖化や災害への対応及び東日本大震災からの復興などの課題を抱えている。

このような中、平成27年5月に「協同農業普及事業の運営に関する指針」（平成27年5月11日農林水産省告示第1090号。以下「運営指針」という。）を策定し、上記課題に対応する協同農業普及事業の運営方向等を示したところである。

都道府県が運営指針を基本として「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）を策定し、協同農業普及事業を実施するに当たり、留意すべき内容を明らかにするため、「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」（以下「ガイドライン」という。）を定めるものとする。

第2 普及指導活動の課題

1 重点的に推進する取組

運営指針第二に対応して協同農業普及事業において重点的に推進する取組は、別紙1のとおりである。取組に当たっては、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の普及・拡大、ICT等を取り入れた新たな農業（以下「スマート農業」という。）の展開及び中山間地域の特色を活かした農業の展開に向けた支援等の国の施策の展開方向を踏まえるとともに、都道府県の農業及び農村を取り巻く状況や地域の特性等に即して積極的に取り組む。

2 課題の設定

実施方針等における都道府県段階の普及指導活動の課題については、民間との役割分担を図りつつ、運営指針第五の一の1の公的機関が担うべき分野に係るものを設定するよう努める。

加えて、1に規定する取組に当たっての留意事項を踏まえ、関係者や外部評価における有識者の意見等を踏まえつつ、農業者のニーズに応じた課題となるよう努める。

3 都道府県が独自に実施する普及事業

都道府県独自の課題に対応するため、都道府県が独自に普及事業を実施する場合においては、当該内容を実施方針において明確にすることが望ましい。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 普及指導員の配置に関する考え方

農業改良助長法（昭和23年法律第165号。以下「法」という。）及び運営指針に位置付けられた普及指導活動が適切に実施されるよう、適正な資質を持つ普及指導員を確保し、十分な人員を配置するよう努めるものとする。その際、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数及び在任期間等を考慮する。

2 普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保

普及指導員の任用資格を有する者の養成及び確保に当たっては、普及指導員の任用資格の取得を目指す者を普及指導センター等に配置し、普及指導員の監督の下で普及指導に従事させることを通じて、現場での課題解決能力等の向上を図ることが望ましい。

また、集合研修等を通じて、農業等に関する基礎的な知識、専門的な技術に関する知識、普及指導活動手法に関する知識等の習得を図ることが望ましい。

3 農業革新支援専門員の配置等に関する事項

(1) 農業革新支援専門員の配置に関する考え方

普及指導員の中でも高度な専門性を有する農業革新支援専門員は、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数及び在任期間等を考慮して配置する。

(2) 農業革新支援専門員の業務内容

農業革新支援専門員は、地域の普及指導センターとの連携・役割分担を明確にしつつ、次に掲げる活動を行うものとする。

- ① 研究機関・教育機関・行政機関等との連携の企画調整・推進
- ② 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
- ③ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導
- ④ 普及指導員の資質向上
- ⑤ 先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築（先進的な農業者からの相談・支援対応を含む。）

(3) 農業革新支援専門員の担当分野

農業革新支援専門員の担当分野は、土地利用型作物、園芸、畜産、生産工程管理・農作業安全、持続可能な農業・鳥獣害対策、担い手育成、震災対策、6次産業化、スマート農業及び普及指導活動並びに都道府県が定める分野とする。

(4) 農業革新支援専門員の選定基準

農業革新支援専門員は、法第9条の普及指導員の任用資格を有する者の中から、原則として、次に掲げる要件を全て満たす者を選定するものとする。なお、平成16年度以前に専門技術員として任用されていた者又は資格を有していた者は、これらの要件を満たした者とみなすことができる。

- ① 専門分野に関する高い知見や関係機関等との調整力があること。
- ② 普及指導センター等における普及指導、試験研究機関等における研究、本庁等における行政、農業大学校における教育の経験等が通算して10年以上あ

り、そのうち、普及指導活動の経験が5年以上あること。

(5) その他

名称が「農業革新支援専門員」でない場合には、これが農業革新支援専門員であることが農業者に分かるよう配慮するものとする。

4 普及指導活動の総合的な企画調整等

普及指導活動の総合的な企画調整等の活動（都道府県における広域的な課題に関する普及指導を含む。）については、法第7条第1項第2号に規定する普及指導活動に含まれる。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 人材育成計画

普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるために、運営指針第四の一において策定するよう努めるものとしている人材育成計画については、実施方針の内容を補完するものとして、以下の項目をその内容に含める。

なお、人材育成計画は、情勢を踏まえ、概ね5年ごとに見直すことが望ましい。

(1) 策定の趣旨

各都道府県の状況に応じ、人材育成に関して長期的な計画が必要とされる背景・理由、計画の位置付け、基本的な考え方等を記載する。

(2) 目指すべき人材像

普及指導員の役職等の各段階において果たすべき役割及び発揮すべき機能並びに想定されるキャリアプランの例等について記載する。

(3) 求められる資質

普及指導員の役職等の各段階及びその専門分野ごとに習得が求められる資質について、各普及指導員の資質を把握する方法等も含め、具体的に記載する。

(4) 人材育成に向けた取組方針

求められる資質を習得させるための具体的な取組について、研修以外の取組も含め記載する。

(5) 人材育成の推進体制

普及指導員の人材育成に際し、普及主務課、農業革新支援専門員、普及指導センター及びその他の部局の役割分担及び推進体制について記載する。

2 向上を図るべき資質

国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の普及・拡大、ICT等を取り入れた新たな農業の展開、中山間地域の特色を活かした農業の展開に向けた支援その他の別紙1に掲げる協同農業普及事業において重点的に推進する取組及び都道府県の実情に応じた課題に関する高度な技術及び知識の習得を図ることが望ましい。

また、普及指導活動の手法に関しては、過去に実施された調査研究で得られた

成果や暗黙知の形式知化を目指して作成された各種普及関係手引き等の内容を基礎としつつ、民間活力の活用促進や研究開発への参画等の新たな活動に対応できるよう、継続的に研鑽^{さん}を図ることが望ましい。

なお、将来、農業革新支援専門員を担う者が育成されるよう、普及指導活動を総括するための全県的・全国的な農政推進を行うことのできる広い視野を醸成することが望ましい。

3 資質向上の方法

(1) 研修に係る国と都道府県の役割分担

研修に係る国と都道府県の役割分担は、次に掲げるとおりとする。

① 国の役割

普及指導員等に対する研修の実施に当たり、国と県の役割分担を踏まえた研修体系を策定する。

また、その研修体系に基づき、全国及び地域ブロックで行うことが効果的・効率的な研修をアからウまでのとおり実施する。

なお、都道府県における研修が効果的・効率的に実施されるよう、研修講師や講義資料の情報提供を行う。

ア 普及指導員等を対象に、(2)に示す各能力の確立期において持つべき意識の醸成及び普及指導活動の手法の高位平準化を図ることを目的とした研修を行う。

イ 農業革新支援専門員を始め、都道府県において指導的役割を担う普及指導員を対象に、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の普及・拡大、ICT等を取り入れた新たな農業の展開等の全国的な農政課題に係る知識や高度な技術の習得を目的とした研修を行う。

ウ 農業革新支援専門員を対象に、農政課題等を踏まえ、普及指導活動の高度化を図ることを目的とした研修を行う。

② 都道府県の役割

国が策定する研修体系及び第4の1に示す人材育成計画に基づき、都道府県における普及指導活動の課題等に関する研修計画を策定するとともに、集合研修やOJT等の実践的な研修を実施する。

また、特に国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の普及・拡大及びICT等を取り入れた新たな農業の展開に必要な知識の習得に向けては、民間企業等が実施するセミナー等への普及指導員等の積極的な参加に努める。

さらに、国が行う全国及び地域ブロックにおける研修や、民間企業が実施するセミナーの内容を都道府県における研修等に活用すること等により、研修効果の波及を図る。

(2) 研修体系

普及指導員の各能力の確立期における研修体系の考え方は、次に掲げるとおりとし、国段階及び都道府県段階における具体的な研修体系は別紙2を参考と

する。

① 実践指導力の確立期

普及指導員としての基本的な活動を行う能力を習得するため、普及指導員の役割・目的意識の醸成や基礎的な普及指導方法の習得等実践的な指導能力の向上に関する研修を実施する。

② 専門指導力の確立期

担当する地域の課題を解決する能力の向上を図るため、専門分野ごとの普及指導活動に必要な知識・技術の向上等に関する研修を実施する。

③ 総合指導力の確立期

②に加えて、都道府県内の総合的な課題を解決する能力の向上を図るため、普及指導方法の高度化等に関する研修を実施する。また、若手普及指導員の育成に資するよう人材育成に関する研修を実施する。

④ 企画・運営能力の確立期

普及指導活動の総体としての機能を発揮させるために、普及指導活動の総合的な企画調整、普及指導活動の管理運営等に関する研修を実施する。

(3) 研修の計画的な実施

人材育成計画及びそれに基づく年度ごとの研修実施計画を策定し、研修を計画的に実施する。

研修実施計画の策定に当たっては、都道府県における普及指導活動の課題を踏まえるとともに、普及指導員の研修に対するニーズ、前年度に実施した研修の有効性等の把握とその反映が行えるよう、効果的・効率的な体制の構築を図る。

(4) 研修の方法

目的及び対象者等に応じて、集合研修のほか、OJT、派遣研修等を実施する。また、研修の実施に当たっては、最新のICT等の効果的な活用を検討する。

① 集合研修

講義のみならず、討議、演習、実習等の手法を取り入れること等により、研修効果の向上を図る。

② OJT

トレーナーの設置等により育成体制を構築するとともに、研修目標の設定、研修効果の評価、当該評価を踏まえた取組の見直し等により計画的に実施する。

③ 派遣研修

習得を図ろうとする知識・技術等に応じて、先進的な農業者、試験研究機関、民間企業等への派遣研修の実施を検討する。

④ ICTの活用

インターネット等によるe-ラーニングを集合研修の予復習に活用する、テレビ会議システムによる遠隔地授業やタブレット端末を使用したOJTなど、旧来の研修手法にとらわれず、ICTを活用した効果的・効率的な研修

方法を検討する。

(5) 留意事項

① 多様な者との連携

研修実施計画及びこれに基づく個別の研修の計画の策定並びに研修の実施に当たっては、幅広い専門的な知識及び技術を習得できるよう、地域内外で先進的な経営を実践している農業者、農業技術等に関する最新の研究成果を持つ試験研究機関・大学並びにマーケティングや経営に関するノウハウ、農業生産工程管理（GAP）の実践及びICT等の革新的技術に長けた民間企業・専門家等の多様な者と連携することが望ましい。

② 職務経験年数に応じた研修受講機会の確保等

研修の実施に当たっては、研修体系における各能力の確立期に普及指導員が必要な研修を受講できるよう配慮するとともに、国等の研修を受講した者が各都道府県においてその研修内容を伝達する研修を実施する等、研修効果を最大化するよう努める。

③ 農業革新支援専門員の育成に向けた配慮

研修の実施はもとより、プロジェクト活動等の普及指導活動、調査研究活動、他部局との人事交流等を通じ、全県的・全国的な農政推進を行うことのできる広い視野を醸成し、農業革新支援専門員として普及指導活動の総括等を担うことのできる者が育成されるよう配慮する。

④ 普及指導員の自主的な資質向上

継続的な自己研鑽及び普及指導活動に資する資格取得等に対し誘因を与える等、普及指導員の自主的な資質向上に向けた取組を助長することが望ましい。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 農業者支援の充実・強化

(1) 農業革新支援専門員等は、公的な立場である普及指導員が行うものと民間等に任せるものを俯瞰し、農業者への支援の充実強化を図るため、運営指針第五の一の民間等が行う農業者支援活動について把握するよう努める。

(2) 農業革新支援専門員等は、民間等による地域内の農業者支援活動を踏まえつつ、①普及指導員が行うこと、②民間等と連携して行うこと及び③民間等に委ねることを整理するよう努める。

(3) (2) の整理を踏まえ、公的機関が担うべき分野を中心として、普及指導計画の立案・実行や重点プロジェクト活動の展開を図ること等により、公的機関が担うべき分野の取組を強化するよう努める。

(4) 農業者や地域農業の課題解決に向けて、民間等を含めた多様な機関が効果的に活動できるよう、公平性を確保しつつ、以下の取組を行うことにより、環境整備を図る。

① 地域で農業者支援活動を展開する民間等と情報交換の場を設けるよう努め

る。

- ② ①の情報交換の場においては、普及組織が把握している情報のうち、農作物の生育情報や栽培管理に関する情報、最新の行政情報等、対外的に提供可能な情報を幅広く提供するよう努める。
 - ③ 情報交換の場では、民間等の活動についても情報提供を求めることとし、農業者支援活動の現状把握に努める。
 - ④ 国は、全国段階においても民間等との情報交換を推進する会議等を開催するので、積極的な参加に努める。
- (5) 先進的な農業者や地域リーダーとの意見・情報交換を密に図り、以下の例を踏まえつつ、先進的な農業者との協働に努める。

先進的な農業者との協働の例

事 項	内 容
新規就農者の育成	・新規就農者の育成に関し、 ① 普及指導員は一般的・基礎的な栽培管理手法や農産物等の安全確保等のために必要な技術等を指導し、 ② 先進的な農業者は経営・労務管理手法を含めた実践的な技術・経営指導を行うこと 等により、新規就農者の育成を図ること
先進的な農業者が持つ技術の普及	・先進的な農業者が自ら研鑽・試行錯誤の上で確立した有用技術について、地域全体での活用を希望（許可）する場合、 ① 先進農業者が普及指導員に当該技術のノウハウを伝え、 ② 普及指導員が地域に広めるための技術のマニュアル化・平準化を図ること 等により、当該技術を地域全体に普及させること
地域モデルの育成	・試験研究機関等が開発した革新的技術について、 ① 先進的な農業者の経営ほ場において実証試験を実施し、 ② 普及指導員等が当該実証試験に参画して、より実用的な技術として改善・確立を図ること 等により、他の農業者の参考となる地域の先進モデルを育成すること

- (6) 新規就農者の育成に関し、先進的な農業者等とも連携し、新規就農者の技術向上や農業経営、地域の気候・風土等に関する知識習得を推進するよう努める。また、就農相談に対する対応マニュアルを整備すること等により、青年層を始めとした新規就農の推進に努める。また、新規参入企業等からの要請に対応し、農業技術の習得を支援する等、新規参入企業への支援に努める。

また、農業者研修教育施設と連携し、農村青少年クラブ等の主体的な活動を支援するとともに、これらのクラブと農業高校生や農業者研修教育施設の学生等との交流が図られるよう努める。

(7) 農業革新支援専門員を始めとする普及指導員は、国や都道府県等が行う研究開発に参画する際に、以下の点に留意する。このほか、国等の試験研究機関が生産現場で実施する実証試験や農業者に対する技術指導にも積極的に参加し、最新の技術動向等についての知見を得るように努める。

- ① 研究者等に対して、現場ニーズを伝達できるよう、日頃より現場課題やニーズの把握に努める。
- ② 国が策定し都道府県等に提供する「「新品種・新技術の開発・保護・普及の方針」に基づき導入が期待される品種・技術リスト」の把握や、試験研究機関等が開催する各種セミナー等への参加、国や他の都道府県の試験研究機関との交流を深めること等により、研究開発の動向や最新の技術動向等についての知見を得るよう努める。
- ③ 試験研究に参画する場合においては、普及組織としての総合力を発揮できるよう、農業革新支援専門員等が関与しつつ、組織として参画するよう努める。
- ④ 国の競争的資金等に応募しようとする企業や試験研究機関から普及組織の意見を求められた場合には、現場ニーズや課題等を踏まえ、積極的に意見・情報の提供に努める。

(8) 都道府県間の連携を推進するため、以下のことに努める。

- ① 国は、農業革新支援専門員名簿の作成・配付や農業革新支援専門員ネットワーク会議等を通じた都道府県間の意見・情報交換の推進に努め、都道府県は、これに協力する。
- ② 国は、地球温暖化対策や病虫害防除等、都道府県横断的な共通課題に関する知見の集積と共有化を推進し、都道府県は、情報提供等に協力する。
- ③ 各都道府県は、国や他の都道府県から情報提供や研修講師派遣等の依頼があった際には、可能な限り対応するよう努める。

(9) 普及指導活動の対象者については、経営改善に意欲的な農業経営体等に重点化することについて運営指針第五の一の7で定めたところであるが、当該経営体には、認定農業者と青年農業者を含むものとする。

(10) 運営指針第五の一の7の重点プロジェクト計画は、農業革新支援専門員等が地域農業の生産面・流通面の革新を行う活動として策定し、普及指導センター等と連携して実施するものとする。また、計画の策定に当たっては、地域農業の現状と課題を踏まえ、農業革新支援センター等に集積した幅広い技術・行政情報等を活用するよう努める。

重点プロジェクト計画には、①3～5年後の目標、②具体的活動内容、③関係機関等との連携内容、④普及指導活動の体制を含むこととし、策定に当たっては、民間等との役割分担を図りつつ、公的機関が担うべき分野に係る内容となるよう努めるものとする。

なお、重点プロジェクト計画及びその実施状況や成果については、普及指導活動を一層高度化する観点や協同農業普及事業に関する情報発信を強化する観点から、国は全国的に情報を収集・共有するとともに広く国民に情報発信を行

うよう努め、都道府県は国が行う調査等に協力する。

2 普及指導活動の効果的な運営

(1) 普及指導計画の策定

普及指導活動の効果的かつ効率的な実施のため、都道府県は、原則として毎年度、普及指導センターごとに、普及指導活動の目標、目標を達成するための活動方法及び活動に要する普及職員の配置や関係機関の役割分担等の活動体制を記載した普及指導計画を策定する。

普及指導活動の目標は、可能な限り定量的に記載する。

(2) 内部評価及び外部評価の実施と普及指導計画の改善等

都道府県は、全ての普及指導計画について、毎年度、成果目標の達成状況の確認を行い、目標未達の普及指導計画については、活動方法や活動体制の改善を図るものとする。

また、より農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、普及指導計画に定められた成果目標の達成状況及び普及指導活動の体制（組織体制や人員の動向、普及指導員の資質向上の取組等）等について、以下の方法により外部評価を実施し、外部委員の幅広く客観的な視点から評価を受けるとともに、その評価結果を踏まえて次年度以降の普及指導計画の改善を図る。

① 外部評価の実施

外部評価は、普及指導活動の総合調整や普及指導員の配置を行う者が毎年実施するものとし、概ね3年に1回は主要な普及指導計画が外部評価の対象となるよう計画的に評価対象を選定する。

② 外部委員の設置

外部委員は、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業関係団体、消費者、学識経験者、マスコミ、民間企業等の外部有識者を選定するものとする。

③ 外部評価結果の取りまとめと公表

外部評価の実施者は、普及指導計画の実施状況、普及活動の成果等とともに評価の概要及び普及指導計画等への反映状況等について、原則として評価を行った年度に、広報誌やホームページ等で公表するものとする。また、国は、必要に応じて、外部評価の概要及び公表の状況等の必要な事項に関する調査を行うものとする。

(3) 普及指導センターの運営

① 普及指導センターの整備

都道府県は、普及指導員の活動により得られた知見の集約を始めとして、普及指導員等の活動を適切に支援できるよう、普及指導センターを整備・運営する。

また、産休等による普及指導員の欠員については、当該普及指導センターにおける普及指導活動が継続して円滑に実施されるよう代替職員の配置等に配慮するものとする。

② 先進的な農業者や関係機関・団体、民間等との情報交換の推進

普及指導センターは、普及指導活動がより効果的に実施されるよう、先進的な農業者、関係機関・団体、普及指導協力委員、民間等との情報交換の場を設け、役割分担や連携の方法等に関して意見・情報交換を行うよう努める。

③ ICT等の活用

協同農業普及事業の効果的な運営に資するため、普及指導活動へのICTの活用を積極的に検討する。

また、ICTの活用に関しては、一部の都道府県で先駆的に取組が行われている段階であることから、国は都道府県間の情報共有を推進し、都道府県はこれに積極的に協力するよう努める。

ICT等の活用には、情報セキュリティを確保する。

④ 普及指導員OB等との連携

普及指導員OBのほか、マーケティングや経営に関するノウハウ、農業生産工程管理（GAP）の実践、ICT等の革新的技術に長けた専門家については、普及指導協力委員制度を活用すること等により、普及指導活動を補完する観点からも積極的に連携・活用するよう努める。

（４）農業革新支援センターの運営

① 必要となる情報の整備

都道府県は、農業革新支援センターが適切に役割を果たせるよう、国や都道府県の試験研究機関、大学、企業等における試験研究成果や、他の都道府県の取組等に関する情報の蓄積に努める。

情報の蓄積を進めるため、国が開催する農業革新支援センター長会議や農業革新支援専門員ネットワーク会議等を有効に活用する他、農業革新支援専門員のネットワークを活用する。

② 先進的な農業者等への周知

都道府県は、農業革新支援専門員等が先進的な農業者とのパートナーシップを構築し、また、農業革新支援センターが先進的な農業者等からの相談に対応できるよう、農業革新支援専門員及び農業革新支援センターの業務内容について、先進的な農業者等に周知するよう努める。

③ その他

名称が「農業革新支援センター」ではない場合には、これが農業革新支援センターであることが農業者に明らかになるよう、「農業革新支援センター」の看板の設置、会議資料等への「農業革新支援センター」名称の記載等に努める。

（５）研修教育の充実強化

① 農業者研修教育施設における研修教育

農業者研修教育施設における研修教育は、実践的な農業の技術力と経営力を備えた地域のリーダーとなる農業者を育成するため、以下の事項に留意して行う。

なお、農業者研修教育施設における具体的な取組については、別紙３を参

考とする。

ア 学生や研修生の経歴等が多様化している状況（農家子弟以外の者、農業高等学校以外の高等学校出身者、社会人経験者及び女性の増加等）を踏まえ、学生や研修生のニーズやレベルに応じた研修教育を実施する。

イ 先進的な農業経営者の下での長期現場実習、民間企業等の先進的な施設や機械を活用した研修、生産計画から販売までを体験する模擬経営、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の実践等の就農後の実践力が高まる研修教育手法を取り入れる。

ウ 指導職員の指導力向上のための研修計画の下で体系的な研修を実施し、当該計画の評価を行いながら指導職員の資質の向上を図る。また、民間の農業経営者教育機関や他産業の経営ノウハウを有する者と連携し、経営関連科目の教育水準の向上に努めるとともに、先進的な農業経営者や他産業の経営者、財務・会計の専門家等の外部講師の活用を進める。

② 就農支援の強化

ア 農業者研修教育施設は、卒業後の就農者の数を増加させるために、普及指導員や関係機関との連携を一層密にし、就農支援の取組を強化する。特に、今後、農業法人等への雇用就農の増加が見込まれることから、農業法人に関する就農情報の体系的な収集・提供、学生や研修生と法人とのマッチングを行う。

イ 学生や研修生については、研修教育期間の早期から定期的に就農相談、就農事例研究等を通じて就農への意識付けを行う。

ウ 就農の促進や地域での就農後の定着が図られるよう、普及指導センターや関係機関と連携し、卒業生の定期的なフォローアップを行い、卒業生の状況に応じた支援や再研修等を実施するものとする。

③ 農業者研修教育施設の学生以外に対する研修の実施

先進的な農業者や農業法人等の農業者研修教育施設以外の場で研修を受けている者が、技術や知識を体系的に習得できるよう、農業者研修教育施設において病害虫、土壌・肥料、簿記、マーケティング、国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）等に係る補完的な研修を受けることについて研修受入農業者等や普及指導センターと検討を行い、必要に応じて研修の機会を提供する。

さらに、優れた経営感覚を備えた担い手の育成に向けて、地域の農業者が営農しながら体系的に経営を学ぶことができる研修の機会の提供に努める。

④ 農業高校等との連携

農業者研修教育施設は、農業高校生の就農意欲を喚起するため、普及指導員や農業高校と連携し、農業高校生に対する高度な研修の機会の提供、先進農業者や農業法人を見学し、講演を受ける機会の提供、大型特殊免許等の取得支援、学校農業クラブ活動の支援等の活動を促進する。

併せて、これらの活動を円滑に進めるとともにお互いの指導力の向上を図るため、指導職員と農業高校教職員との交流・連携強化に努める。

⑤ 外部評価の実施

ア 外部評価は、原則として農業者研修教育施設で実施する全ての研修教育のコース（教育課程）を対象とし、就農者の増加や農業者の経営発展に資する研修教育であるかどうかについて、先進的な農業者等による評価を行う。

また、農業者研修教育施設のPRや募集活動、就農支援活動、指導者の資質向上の取組等についても評価を行う。

イ 外部評価の結果は翌年以降の教育計画に反映し、研修教育の内容等の改善を行う。

ウ なお、外部評価の実施方法については、「専修学校における学校評価ガイドライン」（平成25年3月文部科学省生涯学習局まとめ）も参考にする。

（6）調査研究の適切な実施

調査研究等の取組を普及指導員の資質向上に有効に活用するため、調査研究の成果発表や共通課題の検討、情報交換等のための研究会活動の充実強化に努める。

第6 その他協同農業普及事業の運営に関する事項

国は、「世界の食料安全保障」と途上国の経済成長に貢献するため、我が国の農業への影響に留意しつつ、海外技術協力を行う。

都道府県においても、海外の普及事業関係職員の研修等への対応に努めるとともに、技術協力プロジェクト等への普及指導員の派遣、普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等を推進することが望ましい。

別紙1 協同農業普及事業において重点的に推進する取組

基本的な課題	重点的に推進する取組
<p>1 農業の持続的な発展に関する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新技術・新品種（ICTやロボット技術を含む。）の実証・導入やコスト低減技術の確立等、新たな農業技術を核とした産地生産・流通体制の革新支援。 ○ 知的財産を総合的に活用した品質やブランド力など「強み」のある農産物づくり。 ○ 加工・業務用需要の増加等、需要構造の変化に対応した生産・供給体制の整備に対する支援。 ○ 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の導入等による栽培管理等の合理化支援。 ○ 土壌診断に基づく土づくり等を通じた化学肥料・農薬の使用削減による環境負荷の低減、省エネルギー・省資源型の経営構造への転換に対する支援等、環境保全型農業の推進。 ○ 地球温暖化に対応するための品種・品目の転換や生産安定技術導入、適切な病害虫防除体系の確立、気候変動に対応した新たな営農システムの構築支援。 ○ 気象災害の防止・軽減や被災地域の営農再開に向けた技術対策等の災害への対応。 ○ 地域の気象・土壌条件等に適合した有機農業の技術体系の確立及び有機農業者等への当該技術の導入等に対する支援（普及指導センター等における普及指導体制の整備）。 ○ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する認定就農者をいう。）制度等の活用を通じた新規就農者及び農業に新規参入する者の確保及び定着や、次世代を担う農業者になるための技術・経営力の向上等による経営発展に対する支援（先進的な農業者及び農業者研修教育施設との連携を含む。）。 ○ 認定農業者等の担い手に対する農業経営指標を活用した自己チェックの普及及びその結果に基づく経営指導などの経営改善に向けた支援。 ○ 農業経営の法人化、経営の多角化・複合化、集落営農の組織化・法人化等の経営の改善及び安定に向けた支援。 ○ 人・農地プランの作成・見直しに必要な地域の合意形成等に対する支援。 ○ 農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化等に関する担い手や地域への提案や、機構を通じて新規参入した企業や新規就農者に対する農業技術・経営の

	<p>指導。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性農業者同士のネットワーク強化やリーダーとなり得る女性農業者の育成、女性による地域資源を活用した加工及び商品化の推進など、女性農業者の活躍支援。
2 食料の安定供給の確保に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際的に通用する農業生産工程管理（GAP）の導入及びその実践等による生産工程の改善の取組に対する支援。 ○ オールジャパンの輸出促進体制の整備に向けた、輸出拡大方針に基づくブランドの確立や産地間連携等に対する支援。 ○ 農業者が取り組む加工・直売等による地域の農産物等を活かした新たな価値の創出や、6次産業化の取組に対する支援。 ○ 指針・ガイドラインに沿った有害化学物質・微生物による汚染の防止・低減対策、カドミウム低吸収性イネの技術実証の推進、農薬の適正使用等、農畜産物の安全性向上に向けた取組に対する支援。
3 農村の振興に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中山間地域の特色を活かした農業の展開に向けた、気候・地形条件等に適合した新品目・新品種の導入や地域特産物の生産、地域の関係者が連携して取り組む6次産業化・ブランド化、直販・地産地消等の多様な販路の確保等の取組に対する支援。 ○ 都市と農村との交流等の多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動に対する支援。 ○ 地域の被害の実情に合わせた鳥獣被害対策実施隊の体制整備や鳥獣被害防止技術の確立及び導入に対する支援。 ○ 遊休農地の有効利用に向けた取組に対する支援。 ○ 再生可能エネルギーを活用した農業生産、農産物加工、農村活性化等の取組に対する支援。
4 東日本大震災からの復旧・復興に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先端的な技術を駆使した生産・加工技術等の実証・普及に向けた支援。 ○ 復旧・復興に向けた地域の合意形成に対する支援。 ○ 営農再開に向けた被災農地での作付実証、農業者の集団化等の新たな営農システムの導入、新たな品目や高度な生産・管理技術の導入等に対する支援。 ○ 放射性物質の吸収抑制対策等、安全な農畜産物の供給確保に向けた取組に対する支援。

別紙2 普及指導員の研修体系

各能力の 確立期	国 段 階	都道府県段階
実践 指導力の 確立期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普及指導員として今後活動予定の者や普及指導活動経験の少ない新任の普及指導員等に対する、農政の推進方向、普及指導員の役割・目的意識の醸成、基礎的な普及指導方法の習得等の実践的な指導能力の向上に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域農業・農村の課題や関連施策に係る知識の習得に関する研修 ○ 担当分野に関する基礎的な知識・技術の習得に関する研修 ○ 農業経営の基礎的な知識の習得に関する研修 ○ 中堅普及指導員をトレーナーとする現場段階での実践的な普及指導方法の習得に関する研修（O J T） ○ 調査研究方法に関する研修
専門 指導力の 確立期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国段階で統一的に行うことが効果的な農政上の重要課題、全国的に解決すべき緊急課題に係る高度な知識・技術の習得等の課題解決力の向上に関する研修 ○ 地域農業における課題の発見から解決に至るまでの一連の普及指導方法の習得に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該都道府県において重点的に取り組むべき農政上の課題や関連施策に係る知識・技術の習得に関する研修 ○ 担当分野に関する専門的な知識・技術の習得に関する研修 ○ 当該都道府県域において、導入・普及すべき技術の地域における適合・実証に関する研修 ○ 当該都道府県の実態を踏まえた農業経営の診断・分析等に係る実践的な知識・技術の習得に関する研修
総合 指導力の 確立期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国段階で統一的に行うことが効果的な農政上の重要課題、全国的に解決すべき緊急課題に係る高度な知識・技術の習得等の課題解決力の向上に関する研修 ○ 新任の農業革新支援専門員に対する、農業革新支援専門員の役割・目的意識の醸成及び業務推進方法の習得に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業・農村の活性化等地域の総合的な課題を解決するための実践的な研修 ○ 緊急課題への対応力強化に関する研修 ○ 若手普及指導員等の指導及び助言に当たる普及指導員（トレーナー等）に対する都道府県の研修計画等に即したO J Tの取組方法に

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業革新支援専門員に対する、研究との連携、普及指導活動の総括機能の強化、普及指導員の資質向上及び先進的な農業者への支援方法等の実務能力の習得に関する研修 	<p>関する研修</p>
企 画 ・ 運営能力の確立期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農業革新支援専門員に対する、施策ニーズに対応した効果的な普及指導方法、普及指導員の育成方法等について研究・討議を行う研修 ○ 普及指導センター所長等に対する、農政、組織運営等に関する研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該都道府県内の他部局や地域の関係機関との連携強化、都道府県情勢を踏まえた普及指導活動の企画・運営に関する研修

別紙3 農業者研修教育施設における取組

農業者研修教育施設は都道府県が条例で定めるところにより設置し、〇〇県農業大学校等その目的にふさわしい名称とする。

また、次に掲げる養成課程、研究課程及び研修課程を置き、これらの相互の密接な関連の下に研修教育を行う。

1 養成課程

(1) 目的

就農希望者に対して、技術力及び経営力を養成するための体系的な長期の研修教育を行う。

(2) 入学資格、研修教育の期間

① 入学資格を有する者は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者とする。

② 研修教育の期間は2年とする。なお、必要がある場合は研修教育期間を1年とする養成課程を併設する。

(3) 専門区分及び専攻コースの設置

当該都道府県の農業事情等に応じて、専門区分を設けるとともに、さらに必要に応じて専攻コースを設ける。

(4) 研修教育の方法

① 科目

別表1を参考に都道府県の農業事情等を考慮して定める。なお、農業に関する科目については、実習、講義等を適切に組み合わせて、理論と実践がかい離しないよう留意する。

② 講義等

以下の事項を目的として、講義、実験、演習を行う。

ア 技術及び経営に関する基礎的知識の習得及び就農に向けての実践的能力を養成する。

イ 農業及び農村に関する広い視野及び判断力並びに自学自習の姿勢を養成する。

ウ プロジェクト学習等を通じて、調査、研究の結果及び当該結果についての知見をまとめ、発表する能力を養成する。なお、プロジェクト学習においては、経営計画の策定等に資するテーマを設定する。

③ 実習

実習は、学生の意欲及び創意を生かすような計画の下、体系的に実施するとともに、学生の問題意識をとらえ、課題解決の能力を養うよう適切な指導助言を行う。また、実習には先進的な農業者の下での長期の現地実習を取り入れる。

④ 養成課程の履修時間、その時間の割合等

ア 履修時間：2年間の合計が2,400時間以上又は80単位以上

イ 時間の割合：講義・実験・演習：おおむね50パーセント
実 習：おおむね50パーセント

なお、上記の割合は、都道府県の農業事情等により、実習の割合を高めるなど弾力的に設定する。

ウ 単位の計算：1単位当たりの授業時間は、講義及び演習については15時間から30時間まで、実験及び実習については30時間から45時間までの範囲内で、都道府県の農業事情等に配慮して定める。

⑤ 全寮制

教育上必要な場合、研修教育の期間の全部又は一部の期間、全寮制の下で研修教育を行う。

2 研究課程

(1) 目的

養成課程の卒業生等に対して、経営環境の変化に迅速に対応するために必要な高度の経営管理能力等を養成する研修教育を行う。

(2) 入学資格、研修教育の期間

① 入学資格を有する者は、短期大学を卒業した者又は都道府県知事がこれと同等以上の学力を有すると認めた者（養成課程（研修教育の期間が2年のものに限る。）を卒業した者を含む。）とする。

② 研修教育の期間は1年又は2年とし、都道府県の農業事情等を考慮して定める。

(3) 専攻区分の設置

都道府県の農業事情等に応じて、専攻区分を設ける。

(4) 研修教育の方法

① 科目は、別表2を参考とする。

② 必要に応じて養成課程との合同学習、交換討議等を行い、両課程の関連を保持しながら、研修教育の効果的な実施を図る。

また、養成課程と研究課程で一貫した研修教育を行う場合は、両課程を統合した教育課程を設けることができる。この場合、教育課程を前期、後期に分割するなど、学生が意向や能力に応じた多様なカリキュラムを選択できるような工夫を行う。

③ 研究課程の履修時間、その時間の割合等

ア 履修時間：年間1,200時間以上又は40単位以上（ただし、研修教育の期間が2年間の場合は履修時間2,400時間以上又は80単位以上）

イ 時間の割合：講義・実験・演習：おおむね50パーセント
実 習：おおむね50パーセント

ウ 単位の計算：養成課程の取扱いに準ずる。

3 研修課程

(1) 目的

就農希望者及び青年農業者等に対して、農業経験や技術力及び経営力の習得状況に応じた研修教育を行う。

(2) 研修教育の期間

研修教育の期間は、1年以内を基本とし、都道府県内の多様な研修ニーズに応えられるよう効率的な運営を行う。

(3) 研修教育の方法

受講者の経営の発展段階、地域における役割、受講者のニーズ等を踏まえた体系的な研修教育を実施する。

なお、経営力の育成については、民間の農業経営者教育機関や他産業の経営ノウハウを有する者との連携を強化する。

(4) 農業体験学習等の取組を推進する教員等に対する研修

消費者、児童、生徒等の農業に対する理解の促進及び関心の醸成を図るため、農業体験学習等の取組を推進する教員、指導者等を対象とした養成研修を実施する。

4 運営

(1) 農業者研修教育施設の長は、農業教育についての高度の識見及び農業・農村についての豊富な知識を有する等その職にふさわしい者とし、実践的な研修教育を効果的に行うのに必要な専任の指導職員を設置するよう努める。

(2) 先進的な農業者等を施設外から講師として招へいする。

(3) 生産実習施設、教育施設、宿泊施設、体育施設、演習・実験設備等については、実践的な研修教育を行うのに必要な規模を整備する。

(4) 都道府県知事は、農業者研修教育施設の管理運営及び研修教育に関する規程を定める。また、農業者研修教育施設は、毎年度研修教育計画を作成する。

別表1 養成課程の科目の参考

科 目		教 科	研修教育の方法
教 養 科 目		農業者としての教養を高めるために必要な教科	講義、演習、実技
専 門 科 目	共通科目	農業政策、海外農業と食料、農産物貿易と流通、農業法規、作物、園芸、畜産、生物工学、作物保護、土壌・肥料、農薬、農業機械（利用、整備、安全）、農業気象、環境保全と農業、有機農業、農業土木と水利、ICT利活用、農業生産工程管理（GAP）、鳥獣害、農業労働、農産物加工・貯蔵、6次産業化論、農産物輸出、ブランドと知的財産、消費者ニーズとマーケティング、農業経営、農業経営分析・設計、農業簿記、農業金融と経営資金、農業法人、組織・マネジメント論、経営戦略論、企業経営論、経営継承（家族経営協定を含む）、地域営農組織、農業協同組合、農村社会と生活、生活設計と経営、食の安全確保と消費者の信頼確保、食品衛生、食生活と栄養、食育、農村及び地域計画、農村環境及び景観、多様な分野の連携と都市農村交流、先端農業者等派遣研修、卒業研究・卒業論文	講義、演習、実験、実習
	専攻科目	<p>農 産</p> <p>1 共通 育種と採種、植物生理、土壌と施肥設計、病虫害と防除計画</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 水稻 稲作及び土地利用型農業経営、水稻栽培、稲作機械施設利用、米の流通</p> <p>(2) 畑(工芸)作物 畑(工芸)作物経営、畑(工芸)作物栽培、畑(工芸)作物機械施設利用、畑(工芸)作物流通加工</p> <p>園 芸</p> <p>1 共通 育種と採種、植物生理、土壌と施肥設計、病虫害と防除計画</p> <p>2 専攻</p> <p>(1) 野菜</p>	専攻科目ごとに共通の教科については講義、演習、実験とし、専攻の教科については講義、演習、実験、実習（先進農業者等体験学習を含む。）とする。

専攻科	専攻	野菜経営、野菜栽培各論、野菜機械施設利用、野菜流通加工	
	専攻	(2) 果樹 果樹経営、果樹栽培各論、果樹機械施設利用、果樹流通加工	
科目	専攻	(3) 花き 花き・花木経営、花き・花木栽培各論、花き・花木機械施設利用、花き・花木流通、造園、フラワーデザイン	
	専攻	畜産 1 共通 家畜栄養、家畜飼養管理、家畜育種、家畜解剖、家畜繁殖、飼料作物、環境保全と糞尿処理、家畜生理、家畜衛生	専攻科目ごとに、共通の教科については講義、演習、実験とし、専攻の教科については講義、演習、実験、実習（先進農業者等体験学習を含む。）とする。
科目	専攻	2 専攻 (1) 酪農 酪農経営、乳牛飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、飼料作物と草地管理、流通加工、酪農機械施設利用	
	専攻	(2) 肉用牛 肉用牛経営、肉用牛飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、飼料作物と草地管理、流通加工、肉用牛機械施設利用	
	専攻	(3) 養豚 養豚経営、飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、流通加工、養豚機械施設利用	
	専攻	(4) 養鶏 養鶏経営、鶏飼養管理（生理、衛生、繁殖等）、流通加工、養鶏機械施設利用	
科目	その他	専攻科目に必要な教科	

別表2 研究課程の科目の参考

科目	教科	研修教育の方法
共通科目	農業法規、農政時事、国際農業、農業経営管理（計画・診断・分析）、農業法人、会計システム、財務分析、税法、応用生物工学、流通・加工、先端農業技術、新需要、環境保全型農業、ICT利活用、農業生産工程管理（GAP）、マーケティング、6次産業化論（応用実践）、農産物輸出、	講義、実験、演習、実習

		農村環境、環境デザイン、農業普及、人間工学と労働管理、専攻プロジェクト実習、指導実習、先進農業者等派遣実習、企業派遣実習、模擬経営実習、特別講義、卒業研究・卒業論文	
専攻科目	農産 園芸 畜産 その他	稲作及び土地利用型農業経営管理、畑作経営管理、工芸作物流通加工、低投入・環境保全型作物経営、作物育種 園芸経営管理、園芸流通加工、植物生長調節、園芸育種、低投入・環境保全型園芸経営 畜産経営管理、畜産物流通加工、動物生命工学、畜産環境保全 専攻科目に必要な教科	講義、実験、演習